

川越市社会教育委員協議会 活動報告書

令和5年9月

目 次

1	はじめに	1
2	今期の活動	2
(1)	活動テーマの検討	2
(2)	家庭教育支援に関する講演	4
(3)	放課後子供教室の視察	5
3	研修参加報告	7
(1)	第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会	7
(2)	令和 4 年度川越市人権教育実践報告会	9
(3)	第 28 回入間地区生涯学習フォーラム	10
4	編集後記	12

参考資料

- 令和 4 年 10 月 27 日開催の定例会配付資料
放課後子供教室について 13
- 今期の活動記録 17
- 川越市社会教育委員名簿 18



川越市マスコットキャラクター ときも

1 はじめに

社会教育委員の設置は、社会教育法第 15 条に基づき設置されたものであり、その活動は社会教育に関して教育委員会に助言するものとされています。

川越市社会教育委員協議会は、社会教育に関する現代的な課題に対して議論し、これまで提言書又は活動報告書として、教育委員会へ提出してきました。

そこで、前期の提言書の提出に対し、今期の活動は、社会教育の担い手である私たち社会教育委員に求められていることは何か。私たち自らが勉強し、スキルアップを果たし、実践力を高める場と位置付け、今後の方向性を明確にし、より実効性のある助言を教育委員会に与えるための研修期間としました。

はじめに、今期の活動テーマは何かを検討し、現代的課題を確認し合うことからスタートしました。そして、研究内容については、社会教育の原点に立ち戻り、次の 3 つのテーマに絞りました。

- ① 家庭教育支援（勉強会、協議会での意見交換）
- ② 放課後子供教室（子どもの居場所づくりの一環としての現地視察、協議会での意見交換）
- ③ 各種研修会への参加（研修体験の実践、協議会での参加者報告）

本協議会では、これらの勉強会、視察、研修会の参加を踏まえて、議論を重ね、各委員から得られた所感を今期の活動報告として、ここにまとめることとしました。

この報告書が、これからの社会教育の方向性や社会教育委員としての在り方の参考となれば幸いです。

結びに、この度報告書を作成するにあたりご尽力いただいた各委員に深く感謝するとともに、この報告書が有効に活用され、本市において社会教育委員が市民とともに素晴らしい社会教育を実践できることを切に願います。

令和 5 年 9 月

川越市社会教育委員協議会
議長 西村平雪

2 今期の活動

(1) 活動テーマの検討

ア 第1回定例会における検討

第1回定例会の冒頭、議長の発案により、今期の活動テーマ選定に向けて始動しました。

全委員に意見を求めた結果、下記の9項目に集約することができました。

- ① 川越らしい地域社会のあり方の見直しについて
- ② 社会教育委員として、社会教育の学びなおしについて
- ③ 家庭教育（家庭教育支援）について
- ④ 生涯学習について（子どもからの生涯学習、特に芸術・文化の分野）
- ⑤ 学校と地域とのつながりについて（コミュニティスクールについて）
- ⑥ 生涯学習・社会教育におけるデジタル化について
- ⑦ 高齢者の社会教育について
- ⑧ 学校・家庭・地域の連携のための具体的方策について
- ⑨ 公民館・図書館の利用率向上について（市民の意識・要望・問題点を把握した上で）

イ 第2回定例会における検討

第2回定例会は、コロナ対策のため書面審議で行われました。意見の更なる絞り込みを図るため、各委員に9つのテーマから選択（複数選択可）を求め、集計したものが以下の表です。

表1 活動テーマ集計結果

No.	活動テーマ	計
①	川越らしい地域社会のあり方の見直しについて	3
②	社会教育委員として、社会教育の学びなおしについて	3
③	家庭教育（家庭教育支援）について	2
④	生涯学習について（子どもからの生涯学習、特に芸術・文化の分野）	2
⑤	学校と地域とのつながりについて（コミュニティスクールについて）	2
⑥	生涯学習・社会教育におけるデジタル化について	2
⑦	高齢者の社会教育について	4
⑧	学校・家庭・地域の連携のための具体的方策について	4
⑨	公民館・図書館の利用率向上について（市民の意識・要望・問題点を把握した上で）	3

ウ 集計結果に基づく総括

対面での協議ではないということもあり、意見が分散し、十分な絞り込みができませんでした。(図1)

この結果を総括すると、現在の社会教育における課題の多様性を示す結果となりました。次回(第3回)以降は、比較的多く選択された、家庭教育支援、家庭・地域・学校の連携に関わるテーマから取り上げていくこととしました。

そこで、

- 家庭教育について遠藤委員による講義と意見交換
- 川越小学校で実施中の放課後子供教室の視察、調査の実施と意見交換を行うこととしました。

なお、放課後子供教室については、1箇所のみ視察だけで川越市全体の状況を判断するには困難があり、更なる調査検討を必要としますが、時間的制約により十分な調査研究が期待できないため、来期に向けての足掛かりとしました。

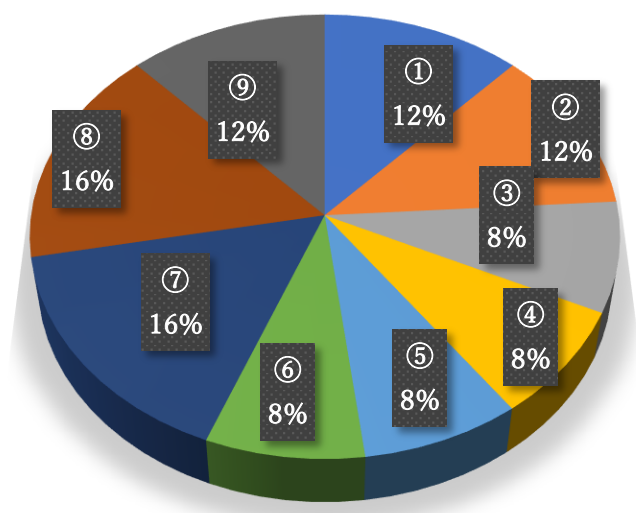


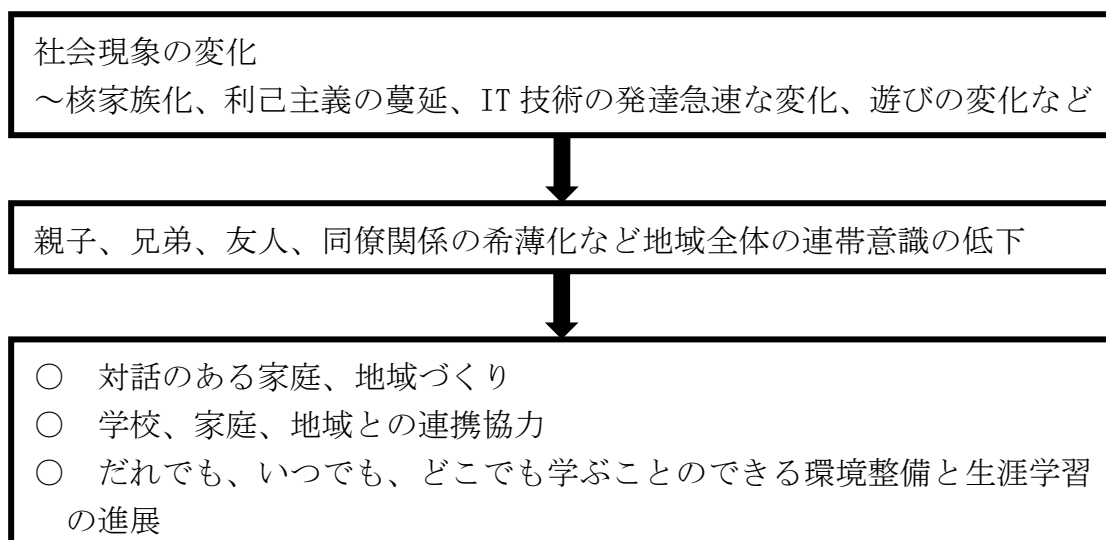
図1 活動テーマ集計結果(割合)

(2) 家庭教育支援に関する講演

今期は、当協議会において家庭教育支援について研究するにあたり、遠藤委員に講師として以下の内容で講演をしていただきました。

ア 講演テーマ 「家庭を支援する社会教育の在り方の再考」

イ 講演内容の概要



ウ 講演を聞いての各委員の所感（抜粋）

- 社会教育が主軸となって各家庭の家庭教育を支えるようなものには何かあるか、いろいろな方々からご意見をいただいて勉強できればと思います。
- 子どもの教育はともすれば両親、家庭に任せればいいのではないかという一般的な風潮があるが、それは間違いだということを思い知らされました。子どもの教育というのは家庭のみならず行政を含めた地域社会や学校が一体となって果たすべき責任と役割を担っているということを再認識しました。
- 「だれでも、どこでも、いつでも学べる教育環境の整備」というのも今後の研究テーマとして取り上げることは可能ではないかと思います。家庭、学校、地域が連携して対話の機会を増やしていく努力、これによって、学びの心を造成し、濃厚なコミュニケーションを確立することができる環境を作ることができるのではないかと思います。
- 「地域ぐるみ」、「対話」という言葉が印象的でした。

(3) 放課後子供教室の視察

川越小学校で開設されている放課後子供教室の視察を以下のとおり実施しました。

ア 視察の概要

- (ア) 実施日時 令和4年10月27日 午後3時30分から
- (イ) 実施場所 川越市立川越小学校（体育館）
- (ウ) 参加委員数 16人
- (エ) 参加児童数 29人

イ 視察後の各委員の所感（抜粋）

視察後に実施したアンケート及び協議会での各委員の所感を以下のとおり抜粋しました。

- 放課後子供教室の存在は知りませんでしたが、今回の視察で子どもたちの生き生きとした姿に接することができ、放課後の教育の在り方を考える良い機会となりました。
- 放課後子供教室の存在並びに教育現場の実情について無知であったため、視察により存在意義の認識が深まりました。
- 学童保育室との連携が密である（生徒が重複していた点）事を認識しました。
- 放課後子供教室は授業との関連はあるとしても、授業の延長ではないことを改めて感じた。
- 一人ひとりの子どもが生き生きと目の前の課題に取り組んでいる姿とこれを支えるボランティアスタッフの活動ぶりに接し、放課後子供教室が有効に機能しているとの認識を新たにしました。
- 共働きのご家庭も増えてきて、学童保育室に行っているお子さんが多いと聞いています。また、全ての子どもたちが、気軽に放課後子供教室を利用できれば、保護者の方の働きながらの子育て支援に繋がり、親子の心のゆとりができてよいと思う。
- 既に設置されている学童保育室も、保護者の就労支援を主眼とした制度とはいえ、成長過程



の多感な年齢の子どもが対象であり、見守り保育に終わることなく、教育プログラムも加味した内容であると良いと考えます。

ウ 放課後子供教室に関する意見・要望

視察実施後の定例会において、今回視察した放課後子供教室に関する意見・要望がありましたので、以下のとおり抜粋してまとめました。

【放課後子供教室と学童保育室との関係】

- 放課後子供教室と学童保育室は重なる目標もありますので、両者を融合した活動計画を進めることが可能であれば良いと思います。
- 学童保育室は、保護者の就労支援を主眼とした制度とはいえ、成長過程の多感な年齢の子どもが対象である点において、放課後子供教室と共通するところも見られ、見守り保育に終わるだけでなく、放課後子供教室のように体験できる多様なプログラムも加味した内容にすべきであると思います。

【スタッフ確保】

- 放課後子供教室の指導者はどのような方法で人選しているのかが分かりにくい。教職経験者や教職を目指す学生たちが中心と聞くが、皆さんがボランティア参加なのか疑問です。
- 放課後子供教室が各学校に広がったときに、ボランティアをやる人がどれだけ集まるか心配なところがあります。

【活動内容】

- 人数制限があり、希望するみんなが明るく過ごせるよう、増やしていければよいと思いました。
- 迎えに来ないと帰れないのであれば、親としては二の足を踏むと思います。
- 放課後子供教室と学童保育室のカリキュラム内容に「地域の伝統や文化」「外国籍の人々との共生」「高齢者と家族」などをテーマとする時間があっても良いと思います。
- 共働き世帯の増加、核家族化等を背景に放課後家族揃っての夕食までの時間帯が子どもの居場所が空白になるポケット時間帯となっており、子どもの人格形成上、この時間帯の効果的な学習支援は重要であり、地域社会全体でこの役割を担う必要性は益々高まっていると思われます。
- 小学校全体に展開していくにあたって、指導員の確保、処遇、地域性・地域の特色を持った取組みにしていくのか、ある程度一定水準、共通の部分を保ちながら事業を展開していくのが今後の課題と考えます。

【その他】

- 現状は、市内の実験校のみが実施しているとのことですが、両親が共働きなどで留守が常態化している家庭が増えている実態であれば、必要としている区域のすべての学校を対象に実施していくのが望ましいと思います。

3 研修参加報告

(1) 第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会

令和 4 年 1 1 月 1 0 日、1 1 日に山梨県甲府市総合市民会館ほかで開催されました、第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会に参加しましたので、その概要を以下のとおり報告します。

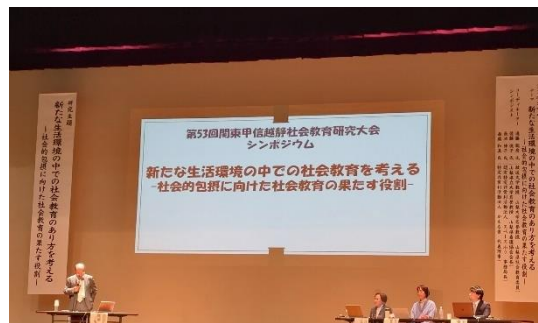
【研究主題】

新たな生活環境の中での社会教育のあり方を考える
～社会的包摂に向けた社会教育の果たす役割～

○ 1 1 月 1 0 日全体会（甲府市総合市民会館）

アトラクション、開会行事に続き、記念講演、シンポジウムが開かれました。

記念講演は、「夢の実現～努力は裏切らない～」と題して、元ソフトボール女子日本代表監督の宇津木妙子氏の講演を聞きました。公演は、ビデオで宇津木氏の生い立ち（講師は埼玉県川島町出身とのこと）を視聴した後、テーマに沿った講演を聞きました。講師の「ひととのつながり」という言葉が印象的でした。シンポジウムは、研究主題をテーマに 3 名の登壇者がそれぞれ発表し、コーディネーターがまとめました。

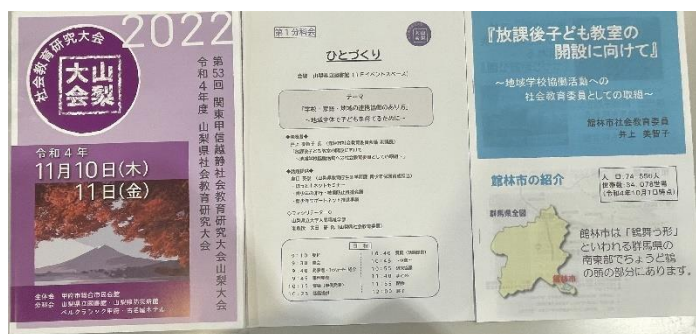
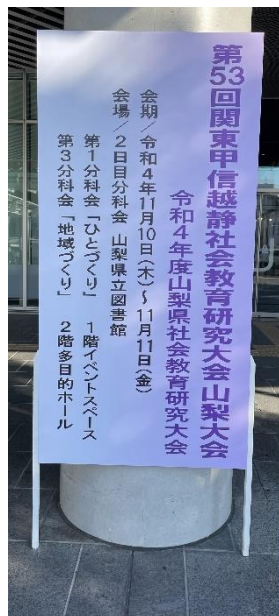


○ 1 1 月 1 1 日分科会（第 1 分科会・山梨県立図書館）

分科会は、「ひとづくり」「つながりづくり」「地域づくり」「生涯学習」「社会的包摂」の 5 つのテーマに分かれ、協議を行いました。参加した第 1 分科会のテーマは「ひとづくり」で、サブテーマは「学校・家庭・地域の連携協働のあり方～地域全体で子どもを育てるために～」でした。

発表者は、群馬県館林市から放課後子供教室の開設に向けた社会教育委員の取り組みについての事例発表を聞いた後、第 2 部は、山梨県教育庁生涯学習課から「青少年の非行・被害防止推進事業」の話題提供の実績発表があり、最後に研究協議を内容としては、①青少年を含め住民にとって魅力ある活動を継続するための工夫と課題について、グループディスカッションが行われ、ファシリテーターから最後のまとめがあり終了しました。

次年度大会は、令和5年11月21日、22日栃木県宇都宮市栃木県総合文化センターほかで開催されます。



○ 所感

シンポジウムは、各発表者が交代して事例発表を行うスタイルで、発表者どうしのやり取りが少なく感じました。また、大会テーマについて「新しい生活環境の中での社会教育のあり方」となっており、対面以外の参加方策として、大会のオンライン配信なども行われていましたが、登壇者たちは、「人と人のつながり」を強調しており、また参加者らも。現地での再会を喜び合っていました。本大会参加の意義は、人と人とが集まり、出会い、意見交換することにあるのだと感じました。

(2) 令和4年度川越市人権教育実践報告会

期日：令和5年1月18日 会場：川越西文化会館(メルト)

全体テーマ「人権を尊重しあう共生社会実現のため、人権教育をどのように進めたらよいか」のもとに、全体会と部会において討議が行われました。

ア 会議の概要

(ア) 全体会

小学2年生から中学3年生の6名の生徒により、それぞれの年齢における体験に基づいた作文が朗読されました。

(イ) 部会

5つの部会が設定され、それぞれのテーマに基づく討議が行われました。

- ・ 保育部会「一人ひとりの思いを大切にする人権教育の推進」
- ・ 小学校部会「自己肯定感を高め、自分も相手も大切にする人権教育の推進」
- ・ 中学校部会「各学校における人権教育の取組及び課題と解決のための工夫について」
- ・ 高等学校部会「各学校における人権教育の取組及び課題と解決のための工夫について」
- ・ 社会教育部会 「これからの人権教育の進め方について」

イ 社会教育に関連して

社会教育部会では、「これからの人権教育講座の進め方について」というテーマで、大東公民館による実践報告をもとに、話し合いと講師による講演が行われました。部会及び会議全体を通して、社会教育に関して、いくつかの課題と方向性が示唆されました。

(ア) 人権問題の広がり

人権問題の内容は、同和問題、性差別、外国人差別、性的マイナリティへの差別、高齢者への差別等々と、多様であり、また、それらの問題が生じる場は、インターネットなど新たな場が加わっています。今回発表された作文でも、コロナ禍におけるマスク着用をめぐって生まれた誤解をテーマにしたものやインターネットのやりとりを題材としたものが見られました。このことは、これまでの人権問題と共に、新たな人権問題を認識する力と、それに対処する力を獲得していく必要があることを意味しています。

(イ) コロナ禍から学ぶこと：インターネットの適切な利用へ

大東公民館の講座は、会場を分散してリモートで開催されましたが、一定の成果を挙げることができました。コロナ禍が新たな局面に達した現在、単にコロナ禍以前に戻ることを求めるのではなく、コロナ禍における対処から学んだことをいかに今後に生かすかが求められます。会議でも、この点に関連して、オンラインの長所と短所を踏まえた上で、その活用能力を高める必要性、インフラの完備の必要性が指摘されていました。

(3) 第28回入間地区生涯学習フォーラム

期日：令和5年2月15日 会場：ふじみ野市ステラ・イーストホール

ア 基調講演～全国視聴覚教育連盟会長・馬場祐次朗先生

「これからの生涯学習・社会教育のかたち」

(7) 地域の教育における課題

～社会の様々な変化～

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下等



- 家庭教育⇒ 家庭の教育力の低下、子育てに不安や悩みを持つ親の増加、親の価値観の変化等
- 学校教育⇒ 学力の向上、いじめ・暴力などの問題行動への対応、教員の繁忙など
- 社会教育⇒ 地域の教育力の低下、住民の連帯感の希薄化に対応した地域の絆づくりなど

(4) 学校・家庭・地域の連携協働は今日的な課題

(ウ) 社会教育の意義

- 人々の社会教育活動（学び・活動）の振興
- 人々の生活課題の解決
- 地域課題の解決と地域の教育力の向上
- 個人及び地域の自立の手助け

(エ) これからの社会教育指導者に求められる役割

- 住民による地域の未来予想図の策定支援
- 学校教育の質向上、子供たちの豊かな放課後活動を通じた地域づくり
- 家庭教育支援を通じた地域づくり
- 地域課題の解決をテーマとした地域づくり

イ パネルディスカッションによる活動事例の紹介

(7) PTA改革（ふじみ野市立東原小学校）

学校と地域とのつながりを見直し、先生との連携活動、オンラインの活用、活動の拡大等を内容とする子どもサポート活動を重点的に推進しました

(4) オンラインの有効活用（川島町）

コロナ禍による弊害を排除するため、研修、情報共有、サブの手立てとしてのオンラインの有効活用を積極的に推進しました。

(ウ) 若い育成者の養成と社会参加促進（毛呂山町）

With コロナの生涯学習の一環として、子供たちを将来の育成者として養成するため、防災キャンプ、救命救急講習、史跡巡り等の社会活動への参加を促進しました。

ウ 所感

基調講演においては、社会の現況と課題を踏まえて社会教育員として果たすべき役割を再認識させられました。また、活動事例の紹介においては、コロナ禍にめげず、地域の実態に即した有効な施策を前向きに推進している取組みに感銘を受けました。

4 編集後記

- 長い社会教育委員活動の中で、経験のない社会環境の変化（コロナ禍）に見舞われ、翻弄された2年間であったと思います。
その中で、各委員と共に新しい時代の社会課題を見出し、勉強・討議し、次へ向けての足掛かりとなるところまで進められ、報告書の形にまとめられた事に安堵しました。
今後、川越市の放課後子供教室のあるべき形態を確立する一助となる提言へつなげてもらう事に期待します。（向坂）

- 今期の協議会は、定例会で取り上げられた中で、意見交換が行われ、その結果が今回の活動報告書として作成しました。
今後の社会教育にご活用いただければ幸いです。（関口）

- 定例会では、毎回活発な意見交換が行われ、その集大成が今回の活動報告書として結実したのですので、今後の活動の指針、施策等の推進の参考として活用して頂ければ幸いです。（鈴木）

- 会議のテーマの検討から始めた今期の協議会は、結果として、社会教育が多様な活動と課題を含むことを理解することになりました。しかし、続く検討のなかで、それらの活動が共有する課題も見え隠れしたように思います。今後それらの課題の検討が更に進むことを期待します。（内藤）

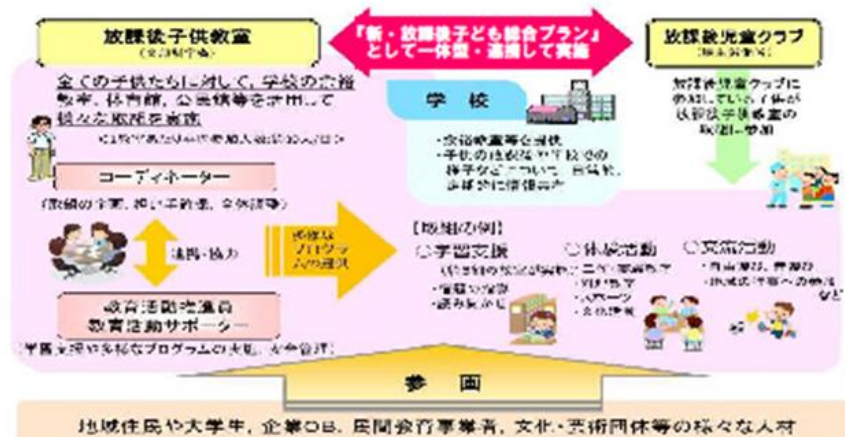
参考資料

○ 令和4年10月27日開催の定例会配付資料

放課後子供教室について

1 国が示す放課後子供教室（新・放課後子ども総合プラン 平成30年9月策定）

【趣旨・目的】子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業



<p>＜現状(平成30年11月時点)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,171市区町村で18,749教室を実施 ⇒うち一体型：4,913ヶ所 ・実施場所：小学校74.8%、公民館や中学校等25.2% 	<p>＜目標(令和5年度末まで)＞</p> <p>全ての小学校区で放課後子供教室と放課後児童クラブ※1を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型※2として1万ヶ所以上で実施</p>
--	--

※1 放課後児童クラブ = 以下「学童保育室」。共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するもの
 ※2 同一の小学校等において両事業が実施されており、学童保育室の児童も放課後子供教室に参加可能とされているもの

2 国の動向（経緯）

子どもたちに「ゆとり」を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、平成14年度より完全学校週5日制が導入された。それに伴い、学校外における子どもたちの生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動の充実を図るため、文部科学省は、平成14年度から、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために「新子どもプラン」を実施した。そのプランの一環で、平成16年度より、“子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大”のために、学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点を設け、地域の大人の協力を得て、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する「地域子ども教室推進事業」（放課後子供教室を含む地域学校協働活動（注）の原型）が推進された。

また、平成 19 年度には、文部科学省と厚生労働省において“地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する”ため、「放課後子どもプラン」が創設された。このプランでは、総合的な放課後対策として、各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室推進事業」（放課後子供教室）及び厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ ※本市では学童保育室）について、連携して実施することが推進された。

その後、平成 26 年度には、文部科学省と厚生労働省において、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、「放課後子ども総合プラン」が策定された。このプランでは、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育室入室児童についても参加することができる放課後子供教室を全小学校区（約 2 万か所）で実施し、また、そのうち 1 万か所以上で両事業を同一又は隣接した敷地で実施するという数値目標が盛り込まれた。しかし、平成 30 年に目標に到達していない状況であったため、同年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、目標は継続（令和 5 年度まで）とした上で、女性就業率の上昇を踏まえつつ、学童保育室の受け皿の拡大を目指すとともに、両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することも示された。

現在、国では放課後子供教室の趣旨・目的を、「子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業」としている。子どもたちを取り巻く社会状況の変化に伴い、近年、放課後子供教室も子どもたちの居場所としての側面が注目されているが、放課後子供教室の起源である“子どもたちの体験活動機会の充実”という目的は変わっていない。

注 地域学校協働活動

⇒ 地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支える多様な活動。放課後子供教室は地域学校協働活動の中の 1 つの事業。平成 16 年度より開始した「地域子ども教室推進事業」を原型とし、社会教育法の改正に伴い、平成 20 年度より学校支援地域本部事業、平成 28 年度より地域学校協働活動推進事業（地域学校協働本部事業）に事業名称を変えている。本市においては、地域学校協働活動を子どもサポート事業、地域学校協働本部を子どもサポート委員会。

3 放課後子供教室と学童保育室の違い

	放課後子供教室（文部科学省）	学童保育室（厚生労働省）
根 拠	社会教育法第 5 条第 1 項第 13 号	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項
趣 旨 目 的	全ての児童を対象として、地域住民等の参画を得て、学習支援や多様なプログラムを実施	小学校に就学している共働き家庭などの児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
活動内容	学習や体験・交流活動などの提供	遊び及び生活の場の提供
対 象	全ての児童	保護者が就労等（共働き家庭等）により常時留守になっている世帯の概ね第 1～3 学年児童 （本市では学年制限なし）
スタッフ	地域住民や団体、元教員や大学生、企業や NPO 等の多様な人材	放課後児童指導員 （本市では専門の研修を受けた「放課後児童支援員」）
参加者の	実費以外は原則なし	保育料ほか

	放課後子供教室（文部科学省）	学童保育室（厚生労働省）
費用負担	（材料費・保険料等）	（本市では保育料8,000円/月、保険料500円/年）
実施日時 実施頻度	平日の放課後や土日祝日・長期休業期間に、概ね年間を通じて断続的・単発的に実施（日数や時間数等の制限なし） ※土日祝日・長期休業期間は、既に子どもサポート等により多様な体験活動等が提供されていることから、本市では実施していない。	原則として長期休業期間を含む250日以上開所（必要に応じて土曜日も開所） （本市では、学校授業日は授業終了後～18:30、学校休業日は7:30～18:30に開室）

4 埼玉県内における実施状況



63市町村で55市町村が実施（色塗り）
川越市、本庄市、白岡市、三芳町、越生町、
鳩山町、美里町、神川町の8市町で未実施
（いずれも検討中）
※令和元年11月本市実施の調査より

5 本市の計画への位置づけ

名 称	施策・事業名	内 容
第2期川越市子ども・子育て支援事業計画 （令和2～6年度）	放課後子供教室の推進事業 （施策：放課後の子どもの居場所づくり）	土・日曜日や放課後等に、地域の力を生かした学習支援や体験活動、交流活動が幅広く実施できるように、試行的実施を通じ、放課後子供教室の実施を検討します。
第三次川越市教育振興基本計画 （令和3～7年度）	放課後子供教室の推進 （施策：家庭・地域と学校の連携・協働）	放課後、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動を通じ、子どもたちが地域の中で安全・安心に過ごす放課後子供教室について、試行的実施の結果を踏まえ、地域の実情に合わせた導入を推進します。
第四次川越市生涯学習基本計画 （令和3～7年度）	学校・家庭・地域の連携推進	安全・安心な子どもの活動拠点を設け、多様な体験・活動を行うことができるよう検討を進めます。

6 本市における放課後子供教室の検討経緯

平成14年度に完全学校週5日制が導入され、以来、国では子どもたちの体験活動機会の充実を図るための方策の1つとして、国では放課後子供教室を推進してきた。

一方、本市においては、子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域及び社会教育施設が連携・協力して、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的に、「川越子どもサポート事業」を平成16年度にスタートし、現在まで子どもたちに多様な体験活動の機会を提供してきた。そのため、これまで本市においては放課後子

供教室の実施について検討を重ねてきたものの、開設には至らなかった。

こうした中、国が平成26年度に「放課後子ども総合プラン」、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後子供教室のより一層の推進を図っていることに加え、近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化していることに伴い、保護者等から、更なる多様な体験活動の機会の提供や、放課後等における子どもの居場所の提供が求められているなど、大きな状況変化に対応する必要があることから、本市においても放課後子供教室を全小学校区に開設し、持続的な運営が可能であるかについて検証するため、令和2年度から放課後子供教室を試行的に実施し、検証を行った上で、全市立小学校への事業拡大を目指し、令和4年度より本格的に推進していく方針となった。

7 令和4年度の放課後子供教室の実施概要

(1) 大東東小学校「放課後パワーアップ教室」

- ・対 象 大東東小学校の第3学年児童 ※年間登録制
- ・会 場 大東東小学校の第3学年教室（教室に残留）
- ・日 時 14:50～15:30（高学年の6時限時）（火曜・金曜） ※活動後は高学年とともに下校
- ・内 容 学習支援（宿題・自主課題に取り組む児童の見守り・支援）
- ・スタッフ 地域人材・教職経験者・子どもサポート委員・地域の学生
- ・実 績 1学期：7回 2学期：10回 3学期：6回

(2) 福原公民館わくわく学習教室「ふくっこ」

- ・対 象 福原小学校の全学年児童（特別な支援を要する児童も含む） ※学期登録制
- ・会 場 福原公民館の和室（学校からスタッフが引率）
- ・日 時 15:00～17:00（月曜・水曜） ※活動後は保護者によるお迎えで帰宅
- ・内 容 学習支援（宿題・自主課題に取り組む児童の見守り・支援）
- ・スタッフ 地域人材・教職経験者・民生委員・地域の学生
- ・実 績 1学期：6回 2学期：8回 3学期：4回

(3) 芳野小学校放課後学習教室「わくわくクラブ」

- ・対 象 芳野小学校の第2学年児童 ※年間登録制
- ・会 場 芳野小学校の特別教室（学校に残留）
- ・日 時 14:40～15:25（第2・4木曜） ※活動後は保護者によるお迎えで帰宅
- ・内 容 学習支援（宿題・自主課題に取り組む児童の見守り・支援）
- ・スタッフ 地域人材・教職経験者・子どもサポート委員会・地域の学生
- ・予 定 2・3学期に7回

(4) 川越小学校「のびのびスクール」

- ・対 象 川越小学校の第2・3学年児童 ※学期登録制
- ・会 場 川越小学校の体育館及び北公民館の空き部屋（学校からスタッフが引率）
- ・日 時 15:00～17:00（月曜・金曜） ※活動後は保護者によるお迎えで帰宅
- ・内 容 前半：学習支援（宿題・自主課題に取り組む児童の見守り・支援）
後半：体験活動（工作やレクリエーション等）
- ・スタッフ 地域人材・教職経験者・子どもサポート委員・民生委員・地域の学生等
- ・実 績 1学期：7回 2学期：8回 3学期：6回

※定例会で配布した資料の「7 令和4年度の放課後子供教室の実施概要」の実績値を令和4年度の実績値として掲載しております。

○ 今期の活動記録（令和3年10月1日～令和5年9月30日）

実施日	内 容
令和3年11月5日	協議事項 ・ 社会教育委員協議会選出委員の選出 ・ 今期の活動について
令和4年1月 （書面開催）	協議事項 ・ 今期の活動について ・ 入間地区生涯学習フォーラムの参加者の選出 （西村議長、向坂副議長、関口委員、堀内委員、 内藤委員）
令和4年2月21日	入間地区生涯学習フォーラム ※リモート開催
令和4年3月28日	協議事項 ・ 社会教育関係団体への補助金交付について ・ 今期のテーマについて
令和4年5月25日	協議事項 ・ 今期の活動について
令和4年7月6日	協議事項 ・ 家庭教育を支援する社会教育の在り方について （遠藤委員による講義）
令和4年8月22日	協議事項 ・ 関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会参加者の 選出 ・ 家庭教育を支援する社会教育の在り方について （遠藤委員による講義を受け意見交換）
令和4年10月27日	協議事項 ・ 川越市人権教育実践報告会参会者の選出 ・ 川越市図書館協議会委員の選出 ・ 川越小学校放課後子供教室視察
令和4年11月10日 令和4年11月11日	関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会 参加者：関口委員、堀委員
令和5年1月18日	川越市人権教育実践報告会 参加者：鈴木委員、内藤委員
令和5年2月1日	協議事項 ・ 家庭教育支援について （放課後子供教室の視察を受けての意見交換）
令和5年2月15日	入間地区生涯学習フォーラム 参加者：鈴木委員、内藤委員
令和5年3月27日	協議事項 ・ 社会教育関係団体への補助金交付について ・ 川越市社会教育委員協議会推薦委員の選出 ・ 家庭教育支援及び放課後子供教室について （放課後子供教室に対する質疑応答）
令和5年5月29日	協議事項 ・ 今期のまとめについて
令和5年7月18日	協議事項 ・ 川越市社会教育委員協議会推薦委員の選出 ・ 今期のまとめについて
令和5年8月25日	協議事項 ・ 活動報告書について

○ 川越市社会教育委員名簿（任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日）

区分	氏名	所属等	役職	任期
(1)	浅見 浩子	市小学校校長会		
	山原 伸治	市中学校校長会		R3. 10. 1～R4. 3. 31
	長井 正邦	市中学校校長会		R4. 5. 24～R5. 9. 30
	須藤 崇夫	市立川越高等学校		R3. 10. 1～R5. 3. 31
	飯田 敦	市立川越高等学校		R5. 4. 19～R5. 9. 30
	奥富 英雄	川越美術協会		
	関口 俊一	市文化団体連合会		
	向坂 晶芳	市公民館運営審議会	副議長	
	米原 民子	市ボランティア連絡会		
(2)	堀内 由紀子	市PTA連合会		
	堀 満	市子ども会育成団体連絡協議会		
(3)	明ヶ戸 亮太	川越市議会		R3. 10. 1～R5. 1. 18
	池浜 あけみ	川越市議会		R5. 5. 23～R5. 9. 30
	遠藤 克弥	東京国際大学		
	大泉 一夫	川越市議会		R3. 10. 1～R5. 5. 1
	片野 広隆	川越市議会		R3. 10. 1～R5. 5. 1 R5. 5. 23～R5. 9. 30
	岸 啓祐	川越市議会		R3. 10. 1～R5. 5. 1
	黒田 弘美			
	小林 範子	川越市議会		R5. 5. 23～R5. 9. 30
	今野 英子	川越市議会		R3. 10. 1～R5. 5. 1
	鈴木 光雄	公募		
	内藤 俊史	公募		
	中村 文明	川越市議会		R5. 5. 23～R5. 9. 30
	西村 平雪	川越商工会議所	議長	
	秦野 眞	立正大学名誉教授		
	樋口 直喜	川越市議会		R5. 1. 19～R5. 5. 1 R5. 5. 23～R5. 9. 30
山口 日出美	市交通安全母の会			

※ 区分欄：(1) 学校教育及び社会教育関係者、(2) 家庭教育関係者、(3) 学識経験者
 (1)の学校長以外は区分毎に五十音順